公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３７号
香川県丸亀市飯山町下法軍寺1166番地２
債務者　新居由理子（旧姓立石）
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
　　高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第７９号
沖縄県那覇市泊２丁目17番地８　センチュリー泊206
債務者　山田　忠一
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第６９号
茨城県那珂郡東海村大字村松2649番地21
債務者　佐藤　　正
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
　　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第７０号
茨城県那珂郡東海村大字村松2649番地21
債務者　佐藤美貴子
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
　　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５９号
千葉県市原市五井中央西２丁目７番地15ウルマ駅前ビル408
債務者　花野　君江（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１７１号
千葉県千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番４棟407号
債務者　福田　　博
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１７２号
千葉県千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番４棟407号
債務者　福田　麻美
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１８７号
千葉市緑区おゆみ野中央６丁目40番地８ベルハイムＢ―102号
債務者　稲生　明美
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２０１号
千葉県市原市五井中央東１丁目14番地７　保坂ハイツⅡ101号
債務者　木村　桃枝
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２１２号
千葉市美浜区幸町２丁目16番３棟404号
債務者　行方佐知子
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２１３号
千葉市美浜区幸町２丁目16番３棟404号
債務者　牟　　都根
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２３０号
千葉市緑区おゆみ野中央１丁目25番地14　プラザ学園前９棟601号
債務者　松久　健司
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２５８号
千葉県市原市大厩1377番地１
債務者　丸山美代子
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３９号
富山県南砺市理休277番地　理休団地１―102
債務者　上見由美子
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
　　富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２９９９号
愛知県小牧市久保新町６番地２
債務者　古谷　正義
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９２号
名古屋市中区丸の内２丁目11番23号
債務者　坂田　信男
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４２０号
愛知県知多郡武豊町大字冨貴字森万新田３番地１　サンヴィレッジ富貴Ｂ棟108号
債務者　脇田　悦子（旧姓松原）
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部